

健康スポーツ課の施策について

スポーツ庁健康スポーツ課

平成29年10月4日

スポーツ審議会健康スポーツ部会での検討のイメージ

【ミッション・目指すべき姿】

スポーツを通じた
健康増進の推進

成人のスポーツ実施率
(週1回)の向上

(65%程度を目標、新たに2,000万人程度
のスポーツ参加機会の増加)

【主なコンセプト】

経済界や保険者
等と連携した
国民運動

生活に身近な
地方公共団体が
中心となる取組

スポーツを継続さ
せるための
環境整備

第1弾
(1年を目途)

行動計画

スポーツ参加促進
に向けた新たなア
プローチ、国民全
体に対する普及・啓
発策

当面の実施率向上
に向けた即効性の
ある短期的施策

第2弾
(1年半～2年を目途)

政策パッケージ

制度改正や地方公共団体の
体制整備等の中長期的
な対応策

ターゲット毎の課題に即し
た対応策

【主な対象】

ビジネスパーソン
(特に20代～40代)

普段は仕事や家事、育児で忙しく、まとまった
時間がとりにくい層。空いている時間を有効活用し、
生活導線に運動を組み込む。

女性

10代から40代の女性の実施率が男性と比べて
低い現状を踏まえて女性のスポーツ環境を抜本的
に改善する。

子供(特に幼児期)

生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現す
る資質、能力を育てるためにも、子供の頃からス
ポーツの多様な楽しみ方を身につける。

高齢者

高齢者の加齢に伴う生活機能や認知機能の
低下等を踏まえ、スポーツを通じて高齢者の体
力の増大、疾病及び虚弱予防、疾病改善等に貢
献する。

スポーツ人口拡大に向けた官民連携プロジェクト

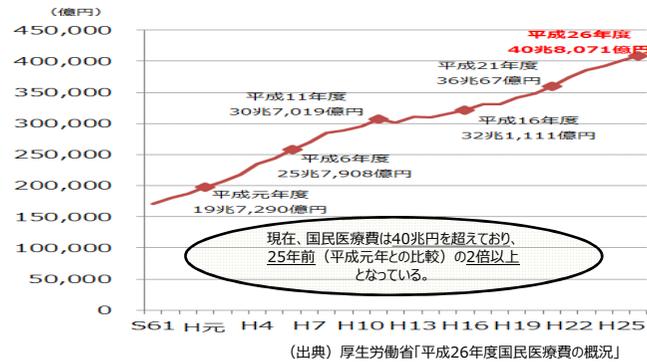
(前年度予算額: 90,000千円)
30年度概算要求額: 120,000千円

趣旨・目的

- 我が国の国民医療費が約41兆円に達し、その削減が喫緊の課題である中、スポーツ参画人口の拡大を図り、スポーツを通じた健康増進や疾病予防により、健康寿命を平均寿命に近づけていく社会の実現が求められている。
- 「スポーツ基本計画」では、成人の週1回以上のスポーツ実施率を65%程度とする目標を掲げている。国民の誰もが各々の年代や関心・適性等に応じて日常的にスポーツに親しむことのできる機会を創出し、スポーツの実施を促していく必要がある。

現状

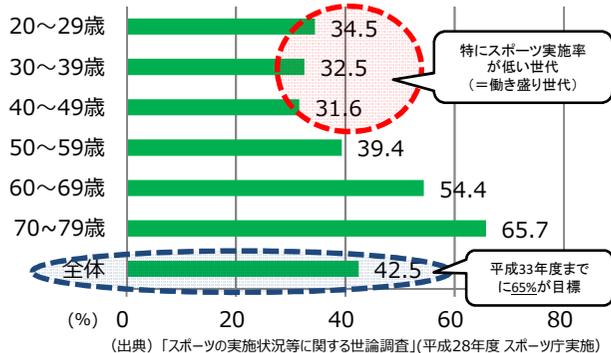
【国民医療費の推移】



【健康寿命と平均寿命】

- 男性は、健康寿命：71.19歳、平均寿命：80.21歳。(差は9.02年)
 - 女性は、健康寿命：74.21歳、平均寿命：86.61歳。(差は12.40年)
- ※いずれも2013年のデータ (出典) 平成28年版厚生労働白書

【年代別の週1回以上スポーツ実施率(成人のみ)】



事業内容

スポーツ実施率向上のための課題は、ライフステージや性別等によって、それぞれ異なることから、現状分析を行い、効果的なアプローチ手法を検討する必要があります。また、並行してスポーツ実施に関する効果をまとめ、プロモーション活動に活かしていく。

【スポーツ実施率向上のための現状分析・効果に関する調査】

- ・属性毎に、スポーツを実施できていない要因分析（経年的変化）
 - ・諸外国におけるスポーツ参加促進のための取組分析
 - ・スポーツの実施による心身への効果分析
 - ・従業員のスポーツの実施による経営上の効果分析
- 等

【スポーツの実施促進のためのアプローチ・プロモーション活動】

<ビジネスパーソン向け国民運動>

- ・官民連携コンソーシアムの活動の拡大と地域への展開
- ・新たな国民運動の行動メニューの設定
 - －ビジネスパーソンに対するスポーツの「きっかけ」づくりから「定着」「習慣化」へ
- ・「スポーツ推進企業（仮）」認定、アンバサダー事業の実施

<女性のスポーツ参加促進事業>（再掲）

- ・女性のスポーツ参加促進プログラム開発と実施
- ・女性スポーツキャンペーンの実施
- ・女性のスポーツ参加促進会議の開始

<運動プログラムを活用した健康寿命延伸事業>

- ・運動プログラムの普及

<スポーツ参加促進に向けた新たなアプローチ開発>

- ・新たなスポーツの開発・普及、マッチング・プロモーション体制の整備



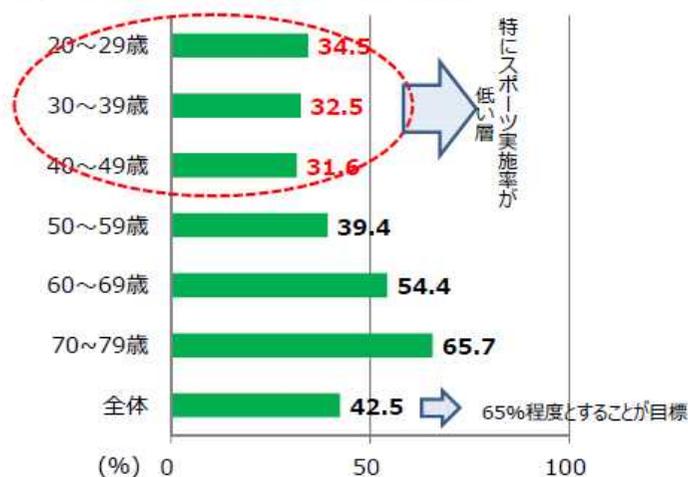
<取組例のイメージ>
登庁時に13階の執務室まで階段を登るスポーツ庁長官

“歩く”をもっと“楽しく”『FUN+WALK PROJECT』

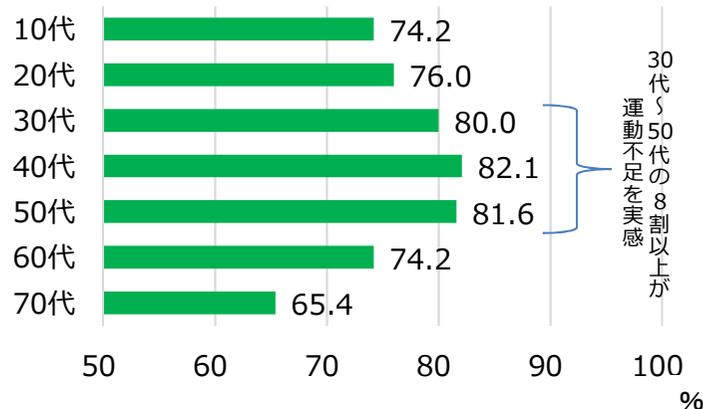
— 第1弾は「スニーカー通勤」など“歩きやすい服装”を推奨する活動を、来春にスタート—

- 2017年10月、スポーツ庁は、普段の生活から気軽に取り入れることのできる「歩く」に着目し、「歩く」に「楽しい」を組み合わせることで、自然と「歩く」習慣が身につくようなプロジェクト、「FUN + WALK PROJECT」を開始。
- 1日の歩数を普段よりプラス1,000歩（約10分）、一日当たりの目標歩数として8,000歩を設定。

■年代別の週1回以上スポーツ実施率（成人のみ）



■運動不足を大いに感じる・ある程度感じる人の割合



※出典 「スポーツの実施状況等に関する世論調査」
（平成28年度 スポーツ庁実施）より作成

【事業内容】

- ①事業の推進
ビジネスパーソンの日常での「歩く」習慣の定着促進（運動促進）
※「歩く」を促進するための“歩きやすい服装”での通勤の奨励
- ②企業、自治体との連携
各業界団体、自治体と連携し、全国的な国民運動としての普及を目指す
- ③プロジェクトサイトの運営
参考の通勤スタイルの提示／歩くことで得られる効果の紹介／各企業での取組の紹介 ※その他のコンテンツも公開予定
- ④プロジェクト普及イベントの実施
- ⑤プロジェクトアプリの開発
ユーザーの“歩く”を促進するアプリを開発中、全国のご当地キャラとコラボ予定

【プロジェクト・スケジュール】

- 2017年11月～12月：
・デモイベントの実施
- 2018年1月：
・キックオフイベントの概要発表
・プロジェクトロゴ ダウンロード開始
- 2018年2月下旬：
・キックオフイベント
・本サイトオープン
・アプリダウンロード開始
- 2018年3月上旬：
・プロジェクトスタート
・アプリを通じたキャンペーンの展開（予定）
「スニーカー通勤」など歩きやすい服装での通勤スタート



スポーツを通じた健康増進に関する調査事例

- スポーツを通じた健康増進については、主に地方自治体をフィールドとした調査で相関関係を示す結果が存在。
- 地域住民に対するスポーツの習慣化の促進のためには、地方自治体の取組の重要性も高まっており、国・産業界との連携の必要性も増しているところ。

●「1日8,000歩・中強度活動時間20分」が健康のためにもっとも適した活動量

・東京都健康長寿医療センター研究所老化制御研究チーム副部長・運動科学室長である青柳幸利先生の調査結果。群馬県中之条町の65歳以上の高齢者5,000人（重度の認知症や寝たきりの人を除く）を対象に13年間という長期にわたり実施した調査からの結果。中強度の運動が歩行能力のみならず、老化や疾病予防に様々な効果をもたらすことが明らかになった。

●①非喫煙または禁煙して5年以上、②1日の平均歩行時間が30分以上、③1日の平均睡眠時間が6～8時間、④多めの野菜摂取、⑤多めの果物摂取の5項目の「健康的な生活習慣」のうち、5項目実施している人と0～1項目実施している人では、健康寿命の延伸月数に2年余りの差が開く

・厚生労働省の研究班（辻一郎東北大学大学院教授）による調査結果。宮城県大崎市で65歳以上の住民に生活習慣などに関するアンケートを行い、9,476人について、9年間の追跡調査を行った結果からの分析。

●「憩いのサロン」参加で認知症リスク3割減

・JAGES（Japan Gerontological Evaluation Study:日本老年学的評価研究）が実施した調査結果。愛知県武豊町の高齢者2,600人を7年間追跡し、追跡期間中のサロン参加が認知症の発症に与える影響を調査。加齢やうつ症状が認知症発症のリスクを高める一方で、年に4回以上のサロン参加は認知症の発症リスクを0.7倍に低下させた。町にサロンを設置し、軽い体操、おしゃべり、すごろくなどのゲームに参加してもらうことが、認知症の予防に結びつくことが示された。

●運動で死亡リスク減、「1人」でするより、誰かと「一緒に」

・JAGES（Japan Gerontological Evaluation Study:日本老年学的評価研究）が実施した調査結果。高齢者21,684人のアンケートを解析した結果、運動を家族や友人と「一緒に」にしている人は、運動を「1人で」している人と比べ、「健康でない」と感じている人が少ないことが分かった。自分で感じる健康度は「主観的健康感」と呼ばれ、将来の死亡リスクを予測できることがわかっており、だれかと一緒に運動している人の方が、自分で感じる健康度が高く、長生きできる可能性がある結論づけている。

●スポーツや趣味の会など複数の会に参加する人ほど要介護になりにくい。特にスポーツの会に参加している人の確率は34%以下

・JAGES（Japan Gerontological Evaluation Study:日本老年学的評価研究）が実施した調査結果。高齢者12,951人を対象に、地域で行われているスポーツや趣味の会への参加の有無から、何の会に参加しているか及び何種類の会に参加しているか、個人毎に調査し、4年間の要介護認定の発生状況を追跡。参加している会の数が0（参加なし）である人と参加している数が1～3種類以上の人で要介護認定の発生状況を比べると、1種類でリスクは17%低下し、2種類で28%、3種類以上で43%と種類が増えるほど要介護になる確率は低下していた。参加している会ごとに各会の不参加者と比べると、スポーツで34%、趣味で25%、町内会・自治会で15%要介護認定を受ける確率が低かった。

●スポーツ組織への参加割合が高い小学校区ほど転倒率が少ない

・JAGES（Japan Gerontological Evaluation Study:日本老年学的評価研究）が実施した調査結果。6保険者（9自治体）の要介護認定を受けていない29,072人の調査によれば、スポーツ組織参加率が高い小学校区では転倒者の割合が少ないことがわかった。特に、転倒率は、7.4%～31.1%と4倍以上「転びやすい小学校区」があることが判明した。

「スポーツエールカンパニー」認定制度の創設



- 「働き盛り世代」のスポーツの実施を促進し、スポーツに対する社会的機運の醸成を図ることを目的として、本年度から、社員の健康増進のためにスポーツの実施に向けた積極的な取組を行っている企業を「**スポーツエールカンパニー**」（英語名称：Sports Yell Company）として認定する制度を創設。
- 社員がスポーツに親しめる環境づくりを進める企業の社会的評価が向上することで、「働き盛り世代」をはじめとして、国民全体のスポーツ実施率の向上につなげていく。

【認定の条件等】

従業員が行うスポーツ活動に対する支援や促進に向けた取組を実施している企業であり、その取組及び企業が以下の（１）～（６）をすべて満たすこと。

- （１）経営者をはじめ、企業全体で推進している取組であること
- （２）企業内の取組が明確化されていること
- （３）取組が企業の内部において周知されており、取組実績があること
- （４）実施内容、導入手順、運用方法等の公表が可能であること
- （５）労働関係法令等が遵守されていること
- （６）暴力団及び代表者、役員、使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等に該当する者がいないこと

【想定される取組（例）】

- ・朝や就業中の体操・ストレッチ時間の設定など従業員への運動機会の提供
- ・階段利用の推進や徒歩通勤、自転車通勤の推奨など通勤時の奨励策
- ・スタンディングミーティング、スタンディングワークの実施
- ・終業後、休日などの地元のスポーツイベントや企業運動会への参加
- ・その他、従業員自身のスポーツ活動実践に資する取組

※「東京都スポーツ推進企業認定制度」「グッド！スポーツカンパニー（新潟県スポーツ推進企業）認定制度」と連携して実施。

※募集は、本年8月3日～10月31日、発表は12月頃。

運動・スポーツ習慣化促進事業

(前年度予算額：80,000千円)
30年度概算要求額：250,000千円

事業趣旨・目的

多くの国民に対して、スポーツを通じた健康増進を推進するためには、地域においてスポーツに関する行動と健康に関する行動に効率的にアクセスすることができる環境の整備を行う必要がある。

運動・スポーツに無関心な層も含め、多くの住民が運動・スポーツに興味・関心を持ち、その習慣化を図るため、スポーツ部局や健康福祉部局等と域内の関係団体が一体となって行う、スポーツを通じた健康増進に資する取組を支援する。このことを通じて、多くの地域住民のスポーツへの参画を促進し、健康で活力ある長寿社会の実現を目指す。

事業内容

地方公共団体におけるスポーツを通じた健康増進に関する施策を持続可能な取組とするため、多くの住民が運動・スポーツに興味・関心を持ち、その活動の習慣化につながる取組を支援する。

具体的には、地域の実情に応じ、生活習慣病の予防・改善等に効果的なスポーツを通じた健康増進に資する以下の取組を支援する。

【共通事項】

- * 行政内（スポーツ部局、健康福祉部局等）や域内の関係団体（民間事業者、スポーツ団体、医療機関、健康関連団体等）が一体となり、効率的・効果的に取組を実施することができる連携・協働体制の整備を行う。



【+α】

地域住民の多様な健康状態やニーズに応じて、スポーツや健康に関する情報やスポーツ実施場所等を伝える窓口をワンストップ化し、スポーツを通じた健康増進を推進する環境を整備するため、地域の関係団体が一体となり、連携・協働体制や窓口の在り方について検討及び実践を行う。



【選択事項（以下の取組①又は②のいずれか一つを選択）】

① スポーツを通じた健康増進効果獲得のための定期的な運動・スポーツ実践

スポーツを通じた健康増進を一層推進するため、スポーツの楽しさを伝えることはもとより、その効果を実感できるよう「見える化」が可能なプログラムを地域住民に提供することにより、運動・スポーツの習慣化を図る。

② 御当地一押しスポーツを活用したプログラムの検討・実践

スポーツ医・科学の知見に基づき、生活習慣病予防等につながるスポーツプログラム(※)の検討及び実践を行うことにより、地域住民の多様な健康状態やニーズに応じたスポーツに親しむ機会を創出する。

※プログラムは、スポーツの楽しさや喜びを実感し、愛着を持ち継続的に実施することができるよう「御当地スポーツ」を活用する。

実施形態 都道府県・市町村に対する補助事業（定額）

子供の運動習慣アップ支援事業

(前年度予算額：10,000千円)
30年度概算要求額：30,000千円

目的

幼児・児童に対して、運動遊びプログラムを通じて楽しみながら多様な動きを身に付けることができる機会を提供することで、**日常的に運動・スポーツを実施する習慣の獲得**を支援する。
また、幼児・児童の保護者に、この年代に**多様な運動をすることの重要性**を啓発する。

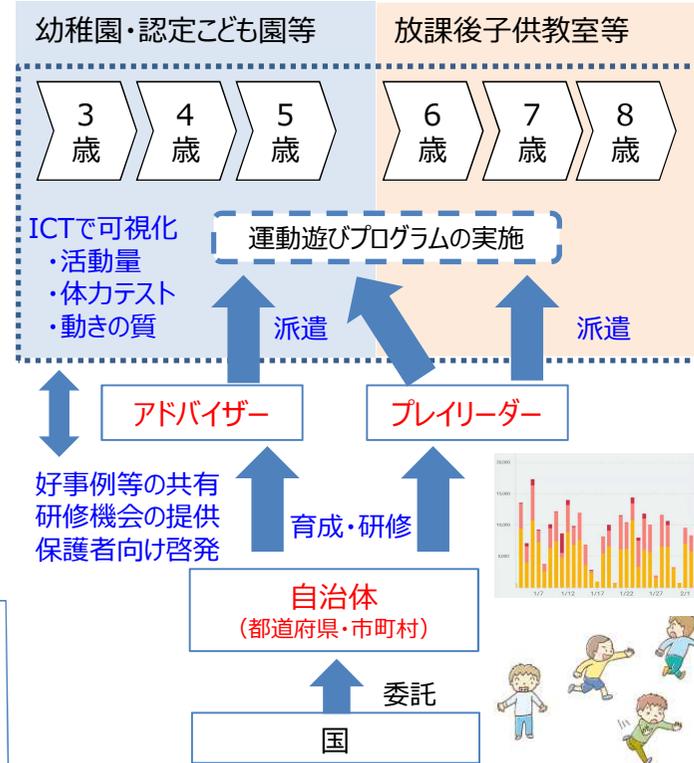
具体的な事業内容

○地方公共団体に、①運動遊びの専門的知見や豊富な実践経験を有する**アドバイザーを配置(派遣)**、併せて②子供の主体的な運動遊びを引き出す**プレイリーダーを配置(派遣)**。

○幼稚園・認定こども園等や放課後子供教室で、
①プレイリーダーを活用して、**運動遊びプログラムを提供**
②子供の活動量、体力・運動能力を**ICTで把握、検証**
③**指導資料・好事例の共有**
④幼児教諭・保育士・指導員等の**研修機会の提供**

○**保護者向け**にこの年代における運動遊びの重要性を**啓発**。

○**幼稚園の預かり保育**でのスポーツ実施に関して、保護者のニーズやサービスに関する**調査研究**。



生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現

要旨

地域の身近な場で、安全・安心に、多様なスポーツに親しめる環境の整備に向けた地方公共団体やスポーツ団体の取組を支援・推進することにより、年齢、性別、障害の有無等に関わらず、全ての人々が関心や適性等に応じて、気軽にスポーツに親しめる機会を提供することによって、ライフステージに応じたスポーツ活動を推進する。

事業内容

(1) 安全なスポーツ活動支援事業

・スポーツ実施率向上のためには、エントリー層が安心してスポーツに参加できたり、過度な実施による故障の防止等の取組が必要。

・比較的競技人口が多く、NFの傘下でない個人での活動が中心となる種目(ランニング、ウォーキング、トレッキング等)に関して、故障・怪我の症例・部位・要因・件数等を調査・分析し、年代別に故障・事故に対する予防・対処について資料を作成し、普及啓発。



(2) 総合型クラブの質的充実に向けた支援推進事業

・総合型クラブが、行政をはじめとした関係機関との連携を図り、地域住民からの要望にも対応する公益的な事業体としての役割を果たしていくため、活動実態や運営形態、ガバナンス等の基準を設定した登録・認証等の制度の導入に向けた実践研究を行う。

・総合型クラブに対する全国的な支援をより効率的・効果的に実施するため、各都道府県において、総合型クラブの自立的な運営の促進に向けた支援を担う中間支援組織の整備に向けた実践研究を行う。

支援内容に応じて役割分担

都道府県(行政)

- ・地域におけるスポーツ環境の持続的発展に向けた支援
- ・スポーツを通じた地域の課題解決に向けた支援

中間支援組織(スポーツ団体)

- ・総合型クラブの自立的な運営の促進に向けた支援

スポーツ実施環境整備

安全・安心なスポーツ環境

地域の身近な場における多様なスポーツ環境

ライフステージに応じたスポーツ活動を推進

スポーツ施設等安全管理推進事業

(前年度予算額4,230千円)
30年度要求額8,462千円

1. 目的・要旨

ライフステージに応じたスポーツ活動を推進するためには、国民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも安全にスポーツに親しむことができる環境を整備する必要がある。

そのため、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及び軽減、応急手当等の知識の普及・啓発等を図り、国民が安心してスポーツ活動を行うことができる社会の実現に資する。

2. 事業内容

(1) プール施設等安全管理講習会 (4,230千円) 4,250千円

プール、体育館、武道場など、子供をはじめ広く一般に利用されるスポーツ施設や学校体育施設における事故を未然に防止するための施設・設備の点検や指導方法及び事故を軽減するための応急手当(AEDの活用含む)等について、具体的な知識の普及・啓発を図るため、施設の設置者である地方公共団体の担当者や施設管理者、学校関係者等を対象とした講習会を都道府県教育委員会等と共催で実施する。

(2) 登山等スポーツ事故防止講習会 (新規) 4,212千円

栃木県高等学校体育連盟主催の春山安全登山講習会で発生した雪崩事故など過去のスポーツ事故事例及びその発生原因、スポーツ事故・外傷・障害の防止に関する知識等の理解を深めるため、スポーツ指導者等を対象とした講習会を都道府県教育委員会等と共催で開催する。

【実施方法】 支出委任

Special プロジェクト 2020

～障害の有無にかかわらず、すべての人が笑顔になる祭典～

(前年度予算額：75,527千円)
30年度概算要求額：75,527千円

趣旨等

●2020年からの新たな特別支援教育(学習指導要領改訂)を契機に、**全国の特別支援学校で、スポーツ・文化・教育活動の全国的な祭典を開催**

- ・「ほんもの」のスポーツ・芸術に触れ感動を共有する機会
- ・障害の有無等を超えて誰もが心を触れ合う機会
- ・地域住民の主体的な参画

事業内容

①祭典の企画立案等

国レベルの中央実行委員会を開催し、事業内容を具体化するとともに、関係機関とのネットワークを構築し、ロゴマーク作成やプロモーション等を行う。

②各地での祭典開催のための体制整備及び情報収集

各都道府県・地域において地域実行委員会を開催し、域内の関係機関のネットワークを構築するとともに、特別支援学校で行われる運動会、文化祭に関する情報収集を行う。

③祭典に向けたモデル事業の実施

全国的な祭典の開催に向けた具体的な取組の先進事例を蓄積するため、モデル事業を実施する。

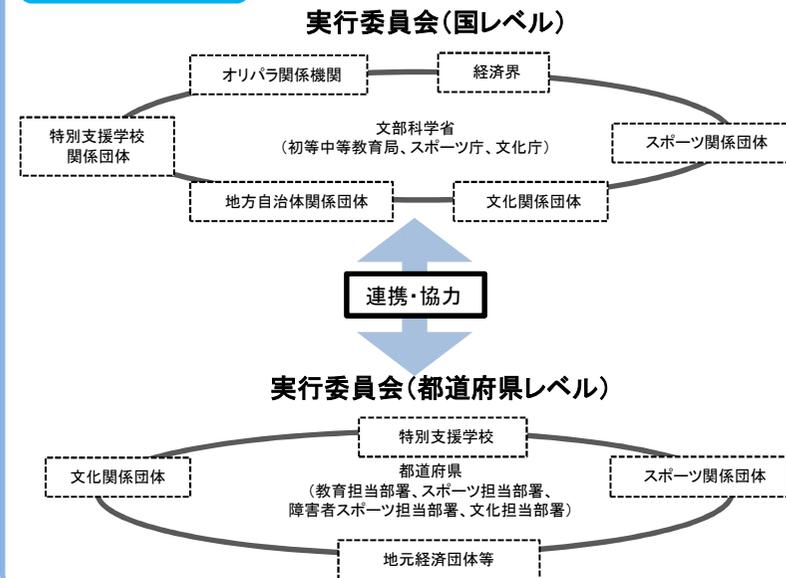
④特別支援学校等を活用した地域における障害者スポーツの拠点づくり事業の実施

特別支援学校等における体育・運動部活動等を充実するとともに、特別支援学校等を拠点とした障害者の地域スポーツクラブの設立を支援する。

⑤特別支援学校を対象とした全国的なスポーツ・文化大会の開催支援

全国の特別支援学校のスポーツ・文化活動の充実を図るため、特別支援学校のスポーツ・文化活動の成果を披露するための全国大会の開催を支援する。

実施体制



効果

- ・地域の誰にでも開かれた次世代の「共生学校」を創造
- ・東京大会のレガシーとして、障害の有無や年齢・性別を超えた、**地域の共生社会の拠点づくり**

現 状

障害者が、学校や地域におけるスポーツ活動に参加できる機会は十分ではなく、継続的にスポーツ活動を実施できる環境は整っていない状況にある。

特別支援学校や特別支援学級設置校(「特別支援学校等」という)は、障害者にとって、身近でかつ安心して安全にスポーツができる場と想定されるが、小・中・高に比して、有効に活用されていない状況にある。

- ◆ 学校開放の割合: 特別支援学校 ①体育館: 57.5% ②グラウンド: 54.3% (出典: 平成25年度文部科学省委託調査結果)
 (参考): 特別支援学校を除く公立学校 ①体育館: 85.1% ②グラウンド: 77.8% (出典: 文部科学省調べ)



要求内容

障害者が、安心して安全にスポーツができる場と想定される特別支援学校等を有効に活用するための実践研究を実施することにより、地域における障害者スポーツの拠点づくりを推進する。

- ◆ 特別支援学校数: 1,125校 (出典: 平成28年度学校基本統計) (参考) 障害者スポーツセンター: 114施設 (出典: 平成25年度文部科学省委託調査結果)

1. 特別支援学校等を拠点とした障害者の地域スポーツクラブ活動の実施・支援

放課後や休日に、特別支援学校等の学校体育施設を拠点として、在校生、卒業生、地域住民等がともに参加できる障害児・者の地域スポーツクラブを設立し、その活動を年間を通して、定期的・継続的に実施・支援する。



2. 特別支援学校等における体育・運動部活動等の支援

障害者スポーツ指導者を特別支援学校等の体育・運動部活動へ派遣し、障害種・程度に応じたきめ細かな指導・助言や将来有望なアスリートの発掘・育成を行うほか、他の特別支援学校等に在籍する障害児や地域住民との合同部活動の実施、地域のスポーツイベントへの参加促進の取組を支援する。



効果

1. 障害児・者にとって、身近な施設である特別支援学校等を有効活用することにより、効率的・効果的に、日常的なスポーツ活動を促進。
2. 2020年東京パラリンピック競技大会等に向けて、特別支援学校等を活用した障害児・者のスポーツ機運の醸成、アスリートの発掘・育成に寄与。
3. 特別支援学校等を拠点として、障害の有無にかかわらず、地域住民と障害児・者がスポーツを通じた交流を行うことにより、障害者への理解促進及び共生社会の実現。

障害者スポーツ推進プロジェクト

(新規)
30年度概算要求額：60,000千円

趣旨等

●障害者スポーツの振興を重点的に盛り込んだ「第2期スポーツ基本計画」(平成29年3月)を踏まえ、障害者スポーツを推進。

- ① 障害者の継続的なスポーツの実施促進に向けて、各地域における課題に対応して、**障害者スポーツの振興体制の強化、身近な場所でスポーツを実施できる環境の整備等を図る。**
- ② 障害者スポーツ団体の連携や体制整備への支援、民間企業等に対する障害者スポーツ支援への理解の促進等を行うことにより、**障害者スポーツ団体の体制の強化を図り、他団体や民間企業等と連携した活動の充実につなげる。**

事業内容

① 地域の課題に対応した障害者スポーツ推進プロジェクト

- 都道府県・市町村において、各地域の課題に対応した障害者スポーツの実施環境の整備
- 障害者のスポーツ施設利用に関する意識啓発、障害者のスポーツ参加の課題等の調査研究

障害者が健常者と同様に
スポーツに親しめる環境整備

② 障害者スポーツ団体体制整備プロジェクト

- 障害者スポーツ団体の連携、体制整備への支援
- 民間企業等に対する啓発等

障害者スポーツ団体の
基盤強化

スポーツを通じた共生社会の実現

① 地域の課題に対応した障害者スポーツ推進プロジェクト

趣旨等

●障害者の継続的なスポーツの実施促進に向けて、各地域における課題に対応して、**障害者スポーツの振興体制の強化、身近な場所でスポーツを実施できる環境の整備等を図る**。また、障害者が利用できるスポーツ施設の拡大に向けて、障害者のスポーツ施設利用の実態把握や施設管理者等に対する意識啓発を進めるとともに、**障害者のスポーツ参加の課題等の調査研究を実施**する。

- ◇週1日以上スポーツ実施率(成人) 障害者19.2%(一般42.5%) ⇒ 40%程度 (スポーツ基本計画における平成33年度までの目標)
- ◇総合型地域スポーツクラブへの障害者の参加促進 40% ⇒ 50% (スポーツ基本計画における平成33年度までの目標)
- ◇障害者スポーツ施設※は全国で114か所にとどまる。 ※障害者専用、あるいは障害者が優先的に利用できるスポーツ施設
- ◇障害を理由にスポーツ施設の利用を断られた、又は条件付きで認められた経験のあるパラリンピック選手は21.6%

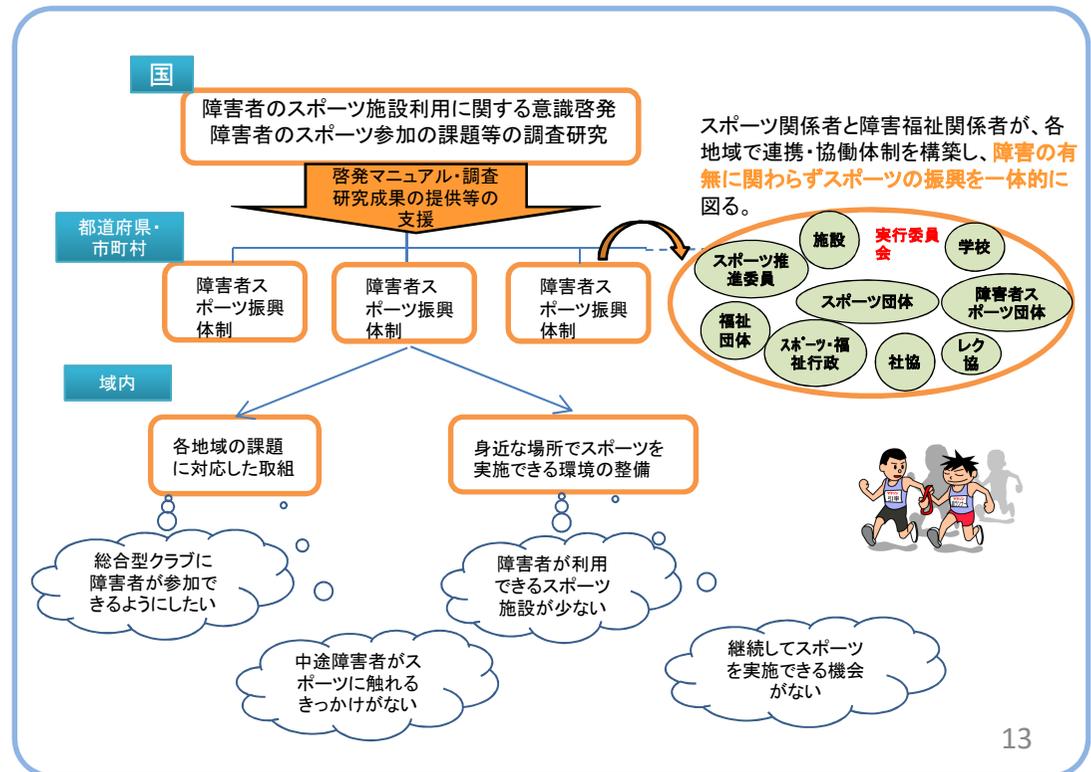
事業内容

○ 都道府県・市町村において、各地域の課題に対応した障害者スポーツの実施環境の整備を実施

- ①地域における、生涯に亘る継続的な障害者スポーツの実施機会の提供
- ②地域の障害者福祉施設・医療リハビリ施設等と連携した中途障害者及び重度障害者に対するスポーツの機会提供
- ③地域のスポーツ関係者とスポーツ施設管理者の連携による、障害者のスポーツ施設利用の拡大
- ④総合型地域スポーツクラブへの障害者の参加の促進

○ 障害者のスポーツ施設利用に関する意識啓発、障害者のスポーツ参加の課題等の調査研究

- ⑤障害者のスポーツ施設利用に関する実態把握、啓発マニュアルの作成
- ⑥障害者スポーツ参加の阻害要因や促進要因を障害種や程度別に把握した上で分析する調査研究



全国障害者スポーツ大会の概要

1 開催経緯

「全国障害者スポーツ大会」は、「全国身体障害者スポーツ大会(昭和40年～平成12年)」と「全国知的障害者スポーツ大会(ゆうあいピック)(平成4年～平成12年)」の2つの大会を平成13年度に統合し、我が国最大の障害者スポーツの祭典として開催。

2 開催趣旨

障害のある選手が、障害者スポーツの全国的な祭典であるこの大会に参加し、競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与することを目的とする。

3 主催者

(公財)日本障がい者スポーツ協会、文部科学省、大会開催地の都道府県・指定都市及び市町村(指定都市を除く。)並びにその他の関係団体。

4 開催地及び期間

国民体育大会本大会開催地の都道府県において、原則として国民体育大会本大会の直後に3日間で開催。

5 競技種目

個人競技 (6競技)	陸上競技、水泳、アーチェリー、卓球(サウンドテーブルテニス含む)、フライングディスク、ボウリング
団体競技 (7競技)	バスケットボール、車椅子バスケットボール、ソフトボール、フットベースボール、グランドソフトボール、バレーボール、サッカー

6 開催地及び開催予定地

開催年	回数	開催地	開催日
平成29年	第17回	愛媛県	平成29年10月28日(土)～30日(月)
平成30年	第18回	福井県	平成30年10月13日(土)～15日(月)
平成31年	第19回	茨城県	平成31年10月12日(土)～14日(月)

7 参加資格

次の全ての条件を満たす者

- (1) 毎年4月1日現在、13歳以上の者
- (2) 身体障害者手帳を所持する身体障害者、又は療育手帳を所持するかその取得の対象に準ずる障害のある知的障害者、又は精神障害者保健福祉手帳を所持するかその取得の対象に準ずる障害のある精神障害者
- (3) 申し込み時に参加する都道府県・指定都市内に現住所(住民票のある地)を有する者。ただし、入所・通所施設、学校の所在地の都道府県・指定都市から参加してもよい。

8 国庫補助 全国障害者スポーツ大会開催事業 平成30年度概算要求額 8,100万円(前年度予算額 8,100万円)